

広島市告示第191号

令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、複写手数料に係る収納事務及び刊行物売払収入に係る収納事務の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - （1）公益財団法人広島市文化財団
 - （2）理事長 胡麻田 泰江
 - （3）広島市中区加古町4番17号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者に委託する公金事務
 - （1）広島市江波山気象館、広島市郷土資料館及び広島市交通科学館の複写手数料に係る収納事務並びに広島市こども文化科学館及び広島市郷土資料館の刊行物売払収入に係る収納事務
 - （2）広島市現代美術館の刊行物売払収入に係る収納事務